第百四十四条の二第一項中「第三項まで」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第五項中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第三編第二章第二節中第百四十四条の二の次に次の二条を加える。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）

第百四十四条の二の二　恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は同法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該外国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項及び第三項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、政令で定めるところにより、当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、外国法人である人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、適用しない。

3　第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）の規定は、分配時調整外国税相当額につき第一項の規定による控除をする場合について準用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税額控除の順序）

第百四十四条の二の三　前三条の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をするものとする。

第百四十四条の四第四項第一号中「これら」と」の下に「第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）（第百四十四条の二の二第三項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）において準用する場合に限る。）及び」を加え、同項第二号中「規定中」の下に「「確定した決算」と」を削る。

第百四十四条の六第一項ただし書中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第百四十九条第一項ただし書中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）」に、「租税条約を」を「条約を」に、「場合には」を「場合は」に改める。

第百五十一条を次のように改める。

（外国法人の提出する法人税申告書に係る記名押印）

第百五十一条　外国法人が法人税申告書（第二条第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十四号（定義）に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合には、国税通則法第百二十四条第一項後段（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する事項のほか、第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を当該法人税申告書に記載しなければならない。

2　外国法人が法人税申告書を提出する場合には、国税通則法第百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該法人税申告書に押印すべき者は、第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者とする。

第百六十一条を次のように改める。

第百六十一条　削除

別表第一地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法

（地方法人税法の一部改正）

第三条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　確定申告（第十九条）」を「第二節　確定申告（第十九条）　第二節の二　電子情報処理組織による申告の特例（第十九条の二・第十九条の三）」に改める。

第三条第一項中「法律（」の下に「第十九条の二及び」を加える。

第六条第二号イ及び第十二条第三項中「及び第百四十四条の二」を「から第百四十四条の二まで」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第十二条の二　内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2　連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額の合計額が当該課税事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

3　恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条から第百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

4　法人税法第六十九条の二第二項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第百四十四条の二の二第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5　第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額、同法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は同法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、第一項から第三項までの規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

6　前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条中「前二条」を「前三条」に改め、「まず」の下に「第十二条の二の規定による控除をし、次に」を加える。